

2024年 2月 28日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 001-0045

住所 札幌市北区麻生町3丁目5-5
芝生のアパートSK103号

電話番号 011-788-2563

特定非営利活動法人
評価機関名 ニッポン・アクティブライフ・クラブ
ナルク北海道福祉調査センター

認証番号 北海道 第20-002号

代表者氏名 代表 小山 孝



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	霜山 幸雄	総合	第0119号
	(2)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(3)	佐藤 みどり	総合	第0262号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	大曲いちい保育園			
設置者名称	社会福祉法人 水の会			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2023年 5月 10日	~	2024年 2月 28日	
利用者調査実施時期	2023年 5月 26日	~	2023年 7月 10日	
訪問調査日	2023年 9月 6日			
評価合議日	2024年 2月 18日			
評価結果報告日	2024年 2月 28日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

保健福祉部
福祉局地域福祉課
- 6. 2. 29 収
第 号

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ

②運営者（指定管理者）に係る情報

名称：社会福祉法人 水の会

代表者氏名：理事長 小林 信子

所在地：〒060-0063 札幌市中央区南3条西1丁目1番地 南3西1ビル5階 TEL011-205-0341

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

1、自然に恵まれた保育環境と子どもの視点に立つ保育

当園は「北海道ポールパークFビレッジ」や「道立自然公園」のある北広島市の郊外大曲地区の閑静な住宅街に位置し、園庭には木の遊具や玩具、砂場、小高い場所にログハウス「丘の家」が設置され、隣接して白樺林や大曲公園などがあり自然環境に恵まれている。法人設立の理念「自然から学ぶ」、保育方針「子供の視点に立つ保育」を柱とし、季節の移り変わりや自然に興味を持つよう、近くの公園に行き花を観察したり採集したり、虫の観察、木の実拾いなどをして、発見したことや不思議に思ったことを保育士と一緒に調べたり、自分で調べるなど関心を広げながら、友達と一緒にごっこ遊びなどいろいろな遊びや活動を通して、自分や周囲の人にやさしさ、思いやりの気持ちを持ったり、困難に立ち向かい克服する力などを培う保育に取り組んでいる。

2、主体的な学びにつながる園内研究

園内研究は「子どもが友だちとの関わりを通して、思いや考えをのびのびと出し合いながら、生き生きと遊びを展開していくために望ましい環境構成と保育者の援助について考える」を主題として設定している。今年度は「自己肯定感」をテーマにして「肯定的なかかわりとはどういうかかわりなのか」「自己肯定感の高い子どもとは・・・低い子どもとは・・・」「育むとは・・・」「否定的なかかわりとは・・・」など、グループで話し合いを重ねて、話し合いの内容を付箋紙で分類、整理している。友だちとのかかわりの中で自分の居場所があって認められているという気持ちを、育つような環境づくりの学び合いをしている。保育者が互いに考え合うことで、保育者一人一人も主体的に自己肯定感を感じられるような職場づくりへとつながっている。

3、ICT（情報通信技術）の活用の取組

年度ごとの重要事項説明書の確認、感染症発生状況やその対応及び予防の連絡等を、ICTを活用して保護者への SNS 配信に取組み、保護者と情報共有を高めるコミュニケーション充実対応に努めている。日々の子どもの保育場面の様子を、写真とコメント等の定時配信する仕組みの構築から、写真の一場面の切り取った様子で誤解を招く課題もあるが、定時配信による保護者の安心感を高める仕組、配信内容を題材にして保護者との話し合う機会を増やす等、保護者との信頼及びコミュニケーションを高める仕組みとなっている。

◇改善を求められる点

1、中・長期計画の策定

理念や保育方針の実現に向けた組織体制、業務の効率化と円滑化、施設整備、保育の質の向上、人材募集と職員の育成、職場環境の整備などについて、組織として方向性を示して、目標を達成するため中・長期計画及び収支計画（令和3年度から令和7年度）を策定している。園として、年度ごとの具体的な中・長期計画を策定することを期待する。又、単年度の事業計画の作成にあたっては、数値目標や実施状況が評価できる計画の作成が望まれる。

2、期の指導計画における3つの視点と5領域の記載

「全体的な計画」では、養護と教育が一体的に展開され、乳児保育にかかわる「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」3つの視点を記載している。また、1歳児以上の保育にかかわる「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域を記載して作成している。しかし、期の指導計画では、3つの視点と5領域が記載されていない。期の指導計画は全体的な計画に基づき作成することが求められる。今後、期の指導計画に3つの視点と5領域を記載して、こうした視点のもとに意識して保育が行われることを期待する。

3、一方向的な専門性から双方向性の専門性へ発展を

各職員が「全体的な計画・指導計画」と「運営計画」手順書に従って各指導計画を策定し、専門性を発揮した保育「サービス」の提供を行っている。さらなる専門性の発揮として、子どもと保護者の意向把握及び同意を得る視点も加味しつつ子どもと保護者のニーズを意識した保育上の課題設定に取り組むなど、職員と保護者の双方向的な視点から定期的な指導計画の評価・見直しの取組が期待される。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

この度、第三者評価を受審し、運営や保育内容を振り返る良い機会となりました。評価結果による改善を求められた点はもちろん、良い評価をいただいた項目におきましても今後より一層の創意・工夫や職員研修等による研鑽を重ね、質の高い保育サービスの提供を心掛け保護者に信頼される保育園運営を目指してまいります。また、今後の課題である中・長期計画と理念の実現に向けた期の指導計画を策定していきたいと思ひます。

保護者の皆様には、お忙しい中アンケートにご協力いただきありがとうございました。いただいたご意見、課題となった点につきましては、利用者のニーズにしっかり耳を傾け、変化の激しい現代の時流や環境に沿った質の高い保育を提供できるよう職員間で共有し、今後の園運営に活かしてまいりたいと思ひます。

⑥評価対象項目に対する評価結果コメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 令和 5 年 7 月 13 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人 水の会		
事業所名 (施設名)	大曲いちい保育園	事業種別	保育所
所在地	〒 061-1270 北広島市大曲370番地8		
電話	011-377-2801		
FAX	011-377-2802		
E-mail	ohmagari@mizunokai.ed.jp		
URL	www.mizunokai.ed.jp		
施設長氏名	雲中 龍一		
調査対応ご担当者	雲中 龍一 (所属、職名：大曲いちい保育園、園長)		
利用定員	70名	開設年	平成 12 年 4 月 1 日
<p>理念・基本方針：</p> <p>【理念】 「自然から学ぶ」 法人の設立理念である「自然から学ぶ」は、子どもに秘められた無限の可能性を信じ、一人一人のありのままの姿を受け入れ、親・子ども・保育者で望ましい環境を作り、その環境を通して望ましい幼児像を創出していくことを願っているものです。</p> <p>【保育方針】 「自然から学ぶ」という設立理念のもとで、「いちいの保育」が一番大切にしていることは「子どもの視点に立つ保育」を行うことです。 ●「子どものありのままを受け入れる」 ●「子どもに内在する力を信じる」 ●「保育者と子どもが共感し合い、ともに園生活をつくる」 この3つを心に刻みながら子どもたちと向き合う生活をしています。 子どもの心を遊びに駆り立てるような夢や潤いのある保育環境を大切にしており、「遊びたい」「やってみたい」を引き出すこと、受け止めることを大切に環境を考え、活動内容を工夫するのが「いちいの保育」です。ありのままの子どもの姿や、遊びの中から育まれる豊かな感性を丁寧に受けとめ、すこやかな成長を促していきます。</p> <p>施設・事業所の特徴的な取組：運動会ではストーリー性を持たせ、各競技をお話の世界の中に取り込んだ内容構成にし、子どもの意欲を引き出し、夢や想像力を広げながら楽しんで活動に取り組めるような工夫をしています。発表会も、ごっこ遊びをベースに企画し、一人一人が自然体でのびのび表現する姿と、課題に向かって真剣に取り組む姿の両面を大切に、年齢に合った望ましい成長発達を促す機会の一つになるように行っています。また、地域子育て支援センターを併設しています。</p>			
第三者評価の受審回数 (前回の受審時期)		3 回	(平成 30 年度)
開所時間 (通所施設のみ)	7:30~19:30		

【当該事業に併設して行っている事業】

(例) ○○事業 (定員○名)	
延長保育	
障がい児保育	
地域子育て支援センター事業	

【利用者の状況に関する事項】（令和 5 年 7 月 1 日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
0名	6名	10名	15名	14名	18名
5歳児	6歳児	合 計			
21名	5名	89名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間: _____)

【職員の状況に関する事項】(令和5年7月1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	17名	1名	1名	名	名
非常勤	16名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	13名	名	名
非常勤	名	名	13名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	1名	名	名
非常勤	名	名	3名	名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	13名 (13名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積			m ²
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)			789.44 m ²
(2) 園庭面積			1.053 m ²
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園 (300平米ぐらい) に行つて外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成	11年	
(5) 改築年	平成	23年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制		<input type="checkbox"/> ・中舎制	<input type="checkbox"/> ・小舎制
(2) 建物面積			m ²	
(3) 敷地面積			m ²	
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
(5) 建築年	昭和	年		
(6) 改築年	平成	年		

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・令和 4年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

50人

・ボランティアの業務

絵本の読み聞かせ

【実習生の受け入れ】

・令和 4年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____人

介護福祉士 _____人

その他 6人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

保護者からの意見や要望は、園の保育を改善するために必要なものと考えています。行事後の保護者アンケートの他、送迎時の保護者との日々の会話や連絡帳、意見箱等からも保護者の意見を把握しています。

参観日は年2回あり、クラス懇談の時間をとり全体で話す機会を設けています。また、年2回の懇談会では担任と保護者が面談し、家庭の様子や子どもの成長において心配な点などについて情報交換や相談を行う機会を設けています。

よりよい園運営を目指して保育相談窓口を設け、子育て相談を始め、施設への要望や苦情等を受け付けられるようにしています。また、当園に従事している人には言いにくいなどという場合に、第三者委員への苦情申し出もできることや、北海道福祉サービス適正化委員会が福祉サービスの利用に関する窓口になっていることも周知しています。

【その他特記事項】

評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

大曲いちい保育園

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	法人設立の理念「自然から学ぶ」、保育方針「子どもの視点に立つ保育」を、内部文書、入園のしおり（重要事項説明書）、運営計画、指導計画、パンフレットに明示して、新採用職員研修会や保育会議、運営計画などで職員に周知し、保護者等には入園説明会で説明するとともに、行事の施設長挨拶の際にも周知している。又、園内に掲示し、ホームページ、市の保育園ガイドに記載して各家庭へ配布するとともに、市子育て支援センター、保育士養成施設へパンフレットを置いて、地域住民などへの周知に努めている。

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	法人本部及び法人の児童福祉部会（保育園部会）が連携を図りながら情報交換及び協議・検討を行って保育園の運営をしており、社会福祉事業全体の動向については、法人本部で把握し、施設長は、第2期市子ども・子育て支援事業計画、市保育施設長合同会議など行政からの情報や関係機関・団体からの情報、見学者、子育て支援センターの情報収集して園児数の推移やコスト分析など、地域情報を分析して法人本部へ報告している。法人本部は児童福祉部会議（園長会議）で経営状況などを説明して共有している。
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	施設長は、法人の児童福祉部会議（園長会議）や行政からの情報などから課題を把握し、職員に周知している。園長会議には法人の役員が出席して、施設長から経営課題・要望などを聴取している。施設長は職員の自己評価の結果、改善すべき課題について面談等で意見を聞いて取り纏め、園の課題（コロナ禍での地域交流）については、職員全員で改善策の検討を行っている。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	法人として、法人本部、児童福祉部会、高齢者福祉部会の3グループに分けて中・長期経営計画（令和3年度から令和7年度）を策定し、組織体制、業務の効率化と円滑化、施設整備、保育の質の向上、人材募集と育成、職場環境の整備などを計画している。保育園については児童福祉部会（保育園部会）で評価・見直しをして法人で変更・策定している。評価・見直しの結果、実施年度の変更や中止となった計画については、変更後の中・長期の事業計画、収支計画の作成が求められる。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	単年度の運営計画（事業計画に位置付け）は、中・長期計画の内容を踏まえたものとなっているが、中・長期計画の重点項目（保育の質の向上、人材募集と育成）など具体的な数値目標が設定されていない。数値目標や具体的な成果を盛り込み、実施状況が評価できる計画の策定が望まれる。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	運営計画は各事業終了後に保育会議で反省評価を行い、次年度の内容についても話し合っている。法人の園長会議に役員などが出席して、施設長の意見・要望を基に協議や検討を行って法人本部で策定している。運営計画は職員に配布している。

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	入園説明会で、設立の理念、保育目標、保育方針、園の概要、守秘義務、非常災害時の対策、虐待の防止、年間行事予定等を説明し、運営計画、全体的な計画・指導計画を玄関に備え置き閲覧できるようにしている。又、毎月発行する「園だより」には行事予定を掲載し、行事の詳細や日々の保育内容等は、ICT(情報通信技術)コミュニケーション用アプリを利用して保護者等へ周知している。
---	-------------------------------------	---	---

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	福祉サービスの質の向上に向け、法人全体で定期的に第三者評価を受審している。園では、これまでに第三者評価を3回受審し、第三者評価結果の課題を分析・記録して共有化する体制を整えている。法人の自己評価実施要綱に基づき、職員は目標の設定などを行い、自己評価票をもとに施設長と面談して保育の質の向上に努めている。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	施設長は年度末に自己評価結果を分析して改善すべき課題について職員面談等で意見を聞いて取り纏め、課題（食への楽しみ、意欲、食育計画等）を文書化し、職員全員で改善策の検討を行って法人本部と共有し、改善に取り組んでいる。改善すべき課題については、園内に掲示して保護者等へ知らせている。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	施設長の役割と責任は、園運営規程及び園非常災害対策計画に明文化し、運営組織図、重要事項説明書に明記して職員、保護者等に周知し、会議や園だよりで自らの役割と責任を表明している。園の非常災害対策計画に総括責任者（園長）不在時の代行者として①主任②小さい子担当主任を指定している。
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	施設長は法人の園長会議、行政からの通知や関係団体の会議などに参加して、遵守すべき法令等の理解に取り組んでいる。職員に対しては、保育の質を高める園内研究の実施、運営計画に關係法令を明記し、各種マニュアルに遵守すべき法令の内容を盛り込み職員に周知している。施設長は法人の法令遵守指針に基づき保育所運営に必要な法令の園内研修を充実することが望まれる。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	施設長は法人の園長会議、関係団体等の会議に参加し、保育参観やクラス懇談、個別懇談会を行ったり、日々の保育内容等を毎日ICTコミュニケーション用アプリを利用して保護者等へ配信し、園の良さや課題の把握に努め、会議で職員に周知している。保育会議で月ごとの行事を振り返り、事業の反省・評価・見直しを行うと共に、次年度の内容についても検討している。また、保育の質に関する課題を改善するため、テーマを決めて園内研究を行い、保育の質の向上に向け知識・技能の習得を図っている。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	法人の中・長期計画に「永続的で安定した福祉サービスの提供」を明記して、安定経営の確立、良質な福祉サービスの提供、人材の育成、組織の活性化、業務効率化と円滑化、施設整備などを明記して、法人の児童福祉部会議（園長会議）に法人の役員が出席して経営状況、運営上の課題について説明し、施設長は会議で職員に周知している。法人として働きやすい職場づくりに努め、施設長は、ICTコミュニケーションアプリの利用や急なシフト変更に対応するなど職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。			
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	児童福祉部会（保育部会）に採用推進委員会を設置し、各施設の職員が連携し協力体制を組んで情報を共有し、施設見学案内の作成、ガイダンス等の開催依頼や日程調整、求人票の作成、採用サイトの運営、企画、保育専門学校などの実習生を積極的に受け入れたり、ホームページに採用情報、募集情報を掲載して必要な人材確保に努めている。施設長は在籍園児数などを基に、保育士配置基準確認表を作成して法人本部に報告し、法人本部で園の要員計画を策定し、人事管理、職員研修を行っている。保育士全員が保育士資格を有している。
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	法人の職員研修実施要綱に「求める職員像」を明記して、就業規則に人事基準及び表彰事由が定められ、児童福祉部会（保育部会）に自己評価検討委員会を設置し、園運営に即した評価項目の設定など改善検討等し、自己評価実施要綱に基づき、客観的、公正な評価の確保のため、一次評価者、二次評価者を定めて自己評価に合わせて人事評価し、個人面談を行って職員の意向・意見などを把握して、法人本部で総合的な人事管理を行っている。
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	職員の有給休暇の取得状況等は、施設長が定期的に点検分析して改善に向けた取り組みがなされている。就業規則にパワーハラスメントの禁止、セクシュアルハラスメントの禁止を明記し、取り扱いについては職員倫理要綱に定め、法人に相談・苦情に対応するため相談窓口を設置している。施設長は職員とのコミュニケーションを第一に考え、相談し易い体制に努め、必要に応じ個別面談を行っている。産前産後の休暇、母性健康管理のための休暇、子の看護休暇、夏季休暇、結婚祝金・出産祝金の支給や園親睦会による職員親睦、レクリエーションなど働きやすい職場づくりに取り組んでいる。
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	法人の職員研修実施要綱に「求める職員像」を明記し、法人の自己評価実施要綱に基づき全職員を対象として自己評価を実施し、職員は年度当初個人目標を立て自己評価表に記入し、年度当初、中間（12月～1月）、年度末に施設長が面談して目標達成度の確認・確定を行って、職員一人ひとりの育成に向け取り組んでいる。
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	法人の職員研修実施要綱に「求める職員像」を明記し、法人の児童福祉部会に研修推進委員会を設け、研修内容の検討、研修実施、分析・評価を行って、新採用職員研修、中堅保育士研修、主任研修、保育要録研修、すべての職員を対象とした法人職員研修などを行っている。コロナ禍によりICTを活用した研修や中止となった研修もある。又、行政・関係団体等の研修に参加している。受講者は研修報告書を作成して、次の研修計画に反映させている。
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	施設長は、職員の知識・技術水準に合わせて個人別年間研修計画を立て、法人の研修、行政や団体などが行う外部研修の情報を提供し、シフトを調整して研修の機会を確保している。法人の研修については、ICTを活用するなど参加しやすい時間帯に開催している。受講者は研修報告書を作成して、保育会議などで全職員で内容を共有すると共に次の研修計画に反映させている。新採用保育士には指導者を配置して育成している。
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	運営計画に保育実習生の受け入れについて基本姿勢を明記し、保育養成施設、大学から受け入れられている。教務部が窓口となり、実習担当者を配置し、保育実習受け入れマニュアルに基づき、園だより等を通して保護者への事前説明、職員会議での事前説明、オリエンテーションの実施、指導者に対する研修、保育養成施設などとの連携により作成された保育実習計画に基づき研修・育成している。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	法人のホームページに、設立理念、事業報告、資金収支計算書、定款、保育事業へのとりくみ、研修体制などについて公開している。園のホームページには施設概要、園の特徴、保育の様子、子育て支援センターの情報などを公開し、運営計画、全体的な計画・指導計画は玄関に備え置き閲覧できるようにしている。又、園に対しての要望・苦情等に関する相談窓口を玄関に掲示して、意見や苦情内容、改善内容については毎月、園だよりで保護者等へ報告している。第三者評価の評価結果については、北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構ホームページで公開している。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	法人の経理規程に基づき施設長を出納責任者に任命している。園では小口現金(5万円以内)の取り扱いのみとなっている。毎月、事務処理指針に基づき法人本部に報告すると共に税理士法人の指導・助言を得ている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	法人の運営方針に、「地域住民から期待される地域福祉の創造」を明示して、高齢者福祉施設利用者と一緒に花壇作りをしたり、地域の小学校1年生・教諭と一緒に人形劇を鑑賞したり、雪遊び、授業見学などを行っている。又、地域子育て支援センターを利用する親子との交流や、隣接する市施設の行事に参加するなど、地域の人々との交流に努めている。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	運営計画にボランティアの受け入れについて基本姿勢を明記し、法人のボランティア受け入れマニュアルに基づき活動確認書、誓約書を交わして受け入れ態勢を整え、「絵本の読み聞かせ」にボランティアを受け入れている。地域の学校教育等への協力については、中学校の職場体験など学習への協力案内を行っている。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	医療機関、保健所、児童相談所、小学校、消防署、関係機関・団体等を記載した資料を作成し、事務室に掲示して職員に周知している。地区教育関係機関と民生委員児童委員との実情交換会や子ども子育て会議、市要保護児童対策地域協議会などに参加して課題や情報を共有して問題解決に当たっている。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。	a	地域の福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取り組みとして、地区教育関係機関と民生委員児童委員との実情交換会や子ども子育て会議、市要保護児童対策地域協議会などに参加して地域の生活課題等を把握し、園が有する機能を地域に開放・提供する取組、子育て支援の一環として、講師を招いて子育て講座、面談や電話による子育て相談、地域の子育てサークルやボランティア活動等の支援、情報誌の発行、園を開放して絵本・紙芝居などの遊びを提供し、親同士の交流を深め、子育ての輪を広げる取組をして福祉ニーズ等を把握している。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	子育て講座、面談や電話による子育て相談、地区教育関係機関と民生委員児童委員との実情交換会や市要保護児童対策地域協議会などから把握した地域の福祉ニーズ等に基づき、延長保育事業、障がい児保育事業、地域子育て支援センター事業を実施している。又、定員の127%受け入れて待機児童解消に貢献している。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	職員へ配布する園の「運営計画」手順書に、「子どもの視点に立つ保育」を明示し、子どもを尊重する基本的人権への配慮を意識した保育実施に努めている。園内研究の主題として「子どもが友達とのかかわりを通して、思いや考えをのびのびと出し合いながら、生き生きと遊びを展開していくために望ましい環境構成と保育者の援助について考える」を設定し、子どもがお互いを尊重する心を育てる援助への職員研鑽を行っている。
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b	園で過ごす生活環境の工夫として、子どもの年齢に応じたトイレのレイアウトやドア等のハード的なプライバシー保護の工夫に努めている。プライバシー保護に係るソフト面の配慮として、プール時の着替え、おむつ交換、排泄の失敗時の援助等、保育場面に応じた工夫・配慮に努めている。その工夫・配慮を生かして手順書等の留意事項の充実と共に、園生活を通じたプライバシー保護に関する配慮を保護者等に理解を得る取組が期待される。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	年度ごとに行政が作成する「保育所ガイド」への情報提供の協力や、園のホームページを通じて、園の概要、年間行事、一日の流れなどの情報をわかりやすく地域に広く発信している。見学等の希望者には、パンフレットを配布し園内を案内しながら保育方針や特色ある保育内容をわかりやすく説明する等、保育所選択に必要な情報を丁寧に提供している。
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	毎年、ICTを利用して保護者へ「重要事項説明書」等の説明配信に取組んでいる。「運営計画」手順書の「①継続関係書類」、「②新入園関係書類」項目に、園で定めた様式書類等を明示して、各説明時の担当者が丁寧な説明対応に努めている。その各説明時の担当者による保護者等への丁寧さや同意の得方の工夫を活かし、特に配慮が必要な保護者等の説明対応のルール化を行い、職員が標準的に同じ手順・内容で取組める組織的ルール運用が期待される。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	「運営計画」手順書の「③転園退園関係書類、退所届」項目に説明時に用いる様式書類等や引継ぎ担当者を明確にした手順等を定めている。また転退園時に家庭へ渡す各種資料のリスト化を行っている。そのリスト化をもとにして、転退園時に必要に応じた子育て支援関係機関等の資料配布と共に、退園後も園が拠り所となる施設機能から、いつでも連絡や来園を受ける口頭説明に加えて、説明内容を記載した文書の手渡しも含めた標準的な対応の標準化が期待される。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	ICTを利用し、日々の保育の様子を写真付きのおたよりとして保護者のスマートフォンへ向けて情報配信等を行い保護者からの意見、要望等に随時対応する仕組みを整備している。その随時的な対応とともに、定期的に保護者等の満足把握する目的を加味して、個別及びクラス懇談や参観日等の機会を利用し、園による専門的な保育上の判断に加えて利用者がどれだけ満足しているかの視点を加味して双方向性の意識をもった取組が期待される。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a 年度末に苦情に関する対応結果等をホームページで公開している。また苦情対応について園内掲示にも取組んでいる。コロナ禍の状況で開催が見送られているが施設長による園運営等を紹介する保護者向けの学級の学習活動の取組があり、その機会を利用して苦情も含めた感想の書きやすさへ配慮した匿名の感想アンケートを実施し、その結果を、園だよりを通じて開示している。
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b 「入園のしおり」に「保育相談窓口」を明記し、意見や苦情対応の説明を行い、相談室を設置する等の環境整備に取組んでいる。日々のコミュニケーションや個人懇談やクラス懇談等で対人的な信頼関係の構築へ努めて連絡帳や電話の相談に取組んでいる。信頼関係重視の取組を大事にし、その延長上に、保護者が相談したい時や意見を述べたい時に内容に応じて、日常接する職員以外に相談相手や相談方法等が複数用意され、その中から選択できる環境を構築し、保護者へわかりやすい周知・掲示等の検討が期待される。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b 「事故防止・安全マニュアル」内に「意見・要望・苦情への配慮」を明示し、苦情解決の仕組みと一体的な傾向で保護者からの意見や要望、提案に取組んでいる。保護者から「子どもへ文字等を教えて欲しい」の意見・要望を受けて検討し、保育内容の中にするくやカルタ、お手紙ごっこ等を取り入れ、その対応から保護者の納得を得るなどの保育内容の向上に取組んでいる。それらの対応内容を活かし、意見や要望、提案等を受けた後の記録や説明・公開までの対応マニュアルを定期的に検討・整備することが期待される。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a 「事故防止・安全マニュアル」を整備し、コロナ禍の工夫としてICTも利用した研修に努めている。事故検討委員会が3ヶ月ごとに予定され、また、必要に応じて施設長の指示でも開催される仕組みがある。日々の対応では、主任をリスクマネージャーとして生活部の安全・指導係が機能する組織体制が構築されている。今年度の約半年間にヒヤリ・ハット事例16件を収集して各事例の検討対応に取組んでいる。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a 「感染症対応マニュアル」を整備するとともに「児童福祉施設等における業務継続計画(BCP)」内に新型コロナウイルス感染症を意識した体制を構築し、「運営計画」手順書の年間各行事内容にも新型コロナウイルスの感染状況に応じた対応を盛り込み、感染症の予防から発生時の対応及び保育の継続するための対策を講じている。保護者へ感染症発生時にはICT活用によるSNS配信、玄関のお知らせ掲示、「園だより」等で周知し積極的に注意喚起を促している。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a 「非常災害対策計画」、「危機管理マニュアル」及びBCPを作成して災害時の対応体制を構築している。多様な災害の様々な発生時間等を想定した定期的な避難訓練、避難訓練時に備蓄非常用の食料品の実食体験を取入れながらローリングストック的に備蓄する等、組織的に取組んでいる。特に、保育の継続性、保護者への連絡や子ども引き渡し等の必要な仕組みについて検討し子どもの安全確保に努めている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	全体的な計画にもとづく年間の各指導計画を示す「全体的な計画・指導計画」書と共に職員共通認識のための「運営計画」手順書として標準的な実施方法の文書化に取組んでいる。園の標準的な実施方法にもとづく職員の理解・周知は、職員の新採用時に指導担当者からマンツーマンで支援されている。標準的な保育提供方法の組織的な確認の仕組みとして、日々の連絡の会及び月1回のクラス会議で各職員の実施方法等を確認している。

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	「運営計画」手順書に「①運営計画の意義」や「②運営計画の企画運営」、そして「③運営計画の作成」と説明項目があり「今年度の反省評価をふまえて作成」と明記し、行 centered 的ではあるが次年度に向けた「運営計画会議」によって年間計画的な振り返りに取組み、次年度に対応する標準的な実施方法の手順書として組織的に改善する仕組みが確立している。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b	主任を責任者として「全体的な計画・指導計画」にもとづき、担当者がPDCAサイクル的に各指導計画の作成に取り組んでいる。子どもが非言語的と言語的で表現する遊びや生活の中の変化について各職員のセンスを生かした感じとよりから記録を行っている。その各職員の経験を活かし、子どもの良さや発達過程の把握・見通し等の園共通のアセスメント方法・記録の検討から、保護者の具体的なニーズ把握と同意を意識した指導計画策定、関係職員と協議・合議を経て保育を提供する手順等の再検討が期待される。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	各期の指導計画や週日案等の指導計画の評価・見直し時期を定め、各職員が専門性を発揮して次の指導計画作成に活かす取組を行っている。その各職員の専門性をもとに保護者の意向把握と同意を得る手順を園として定めて、子どもと保護者のニーズを意識した保育上の課題等を明確にする視点も加味しつつ「全体的な計画・指導計画」をもとにした定期的な指導計画の評価・見直しが期待される。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	各種統一様式を用いた記録からPDCA的な保育の提供実施の取組が確認できる。記録内容の差異が生じないように「運営計画」手順書に「業務実施計画」として各指導計画、発達経過記録、個人別指導案、保育日誌、障がい児個別指導案、障がい児個別日誌等の記録の要領を明記している。職員間の情報共有のみならず、日々、保護者へSNSによる配信とその記録により保育の実施状況を園内外で共有する仕組みを構築している。
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	「個人情報の取扱い規則」「個人情報保護マニュアル」等を整備し、施設長を責任者として子どもの記録の管理体制を整えている。個人情報保護等をテーマに含む新採用職員研修会へ新人職員と併に既存職員も同行し記録等の管理体制充実に取り組んでいる。毎年、保護者へ重要事項説明書により個人情報保護についての確認を行っている。ボランティアの方に個人情報保護の取扱いを説明し不適正な対応時には賠償を伴う周知にも取り組んでいる。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b	全体的な計画は、クラス担任が期の指導計画で評価、反省を行ったところと施設長、主任で立案した全体的な計画と照らし合わせて職員が参画して作成している。0歳児は「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」3つの視点と、1歳児から5歳児までは5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の視点のもと養護と教育が一体的に行われるようにしている。しかし期の指導計画には、3つの視点と5領域の記載がなされていない。今後、運動性をもたせて次の作成に生かしていく工夫が期待される。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	保育室は温度計、湿度計、扇風機、冷暖房、換気などで調整をしている。園内は全体的に明るい雰囲気、ゴザやマットを使用してコーナー分けを行い子どもが安心してくつろげるようにしている。乳児のトイレは子どもの好きな動物のマークを便器につけている。幼児はドアに指を挟まないよう安全対策を行っている。トイレの装飾は毎年テーマを決めている。今年度は「個性をもった友だちがいていい」というテーマにして、個性豊かな子どもの装飾をしてトイレの環境を工夫している。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b	0歳児の月齢別指導計画では、子ども一人ひとりの思いを受け止め丁寧に言葉を添えていくことなど細やかな保育士のかかわりと配慮を記載している。月指導計画、週案につなげ個別指導計画で個々の発達段階をおさえて子ども一人ひとりの表情をくみとっている。幼児については、発達経過記録に個々の記録を記入しているが、一人ひとりの子どもを受容していくために、指導計画と発達経過記録を連動させて援助できるような工夫が期待される。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	指導計画で基本的な生活習慣の環境構成、保育者の援助をおさえている。甘えから自分で身の回りのことをやろうとしない子どもには、甘えを受け止め援助の仕方を工夫している。子どもの発達に応じて自分でやろうとする気持ちを育んでいる。毎日、健康に過ごすために手洗い、うがいをするなど大切さについて話し自分から進んで行われるよう援助している。動と静の活動のバランスを考慮して保育活動を行い一人ひとりの子どもの状態に応じて十分な休息が取れるよう配慮している。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	設立の理念「自然から学ぶ」のもと、指導計画は月ごとではなく節目で区切り園生活の自然な流れに沿って作成している。自然の移り変わりに興味、関心を持ち友だちといろいろな遊びをする環境構成をしている。園内研究は、子ども一人ひとりが主体性を持ち活動や遊びを展開していくことをねらいとしている。今年度は「自己肯定感」をテーマとして、「肯定的なかかわりとは」「はぐくむとは」「否定的なかかわりとは」などグループで話し合いを重ねている。保育実践を通じて保育士間で共通理解を深め子どもの主体的な活動につながっている。
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	月齢別指導計画で、発達段階に応じて作成し指導計画、個別計画へとつなげている。探索意欲を高めることができるような色々な遊具等を組み合わせることでコーナーを作ることなど環境づくりを行っている。保護者とは、口頭で話すとともにIGTの連絡帳で連携を図っている。「はじめての離乳食」の冊子をもとに担任、栄養士と連携しながら離乳食を進めている。今後、乳児保育に関わる「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」の3つの視点を指導計画に記載していくことが期待される。
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	着脱では、着替えのコーナーを作り自分で着替えようとする気持ちが持てるようにしている。「トイレトレーニングについて」のマニュアルをもとに、家庭と連携を取りながら子ども一人ひとりの発達に合わせてトイレトレーニングを進めている。友だちとの自我のぶつかり合いでは、保育士が仲立ちして自分の気持ちを言葉で相手に伝えるよう援助している。今後、指導計画に「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域による記載をして、こうした視点のもと保育が計画的に行われることが期待される。

<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳児の保育では、集団の中で安定しながら遊びを中心とした興味のある活動、4歳児保育では、集団の中で自分の力を発揮しながら友だちとともに楽しみながら活動、5歳児保育では、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ友だちと協力した活動と、各年齢児ごと発達段階に至るよう指導計画を作成している。それをもとに保育が行われているが、今後、3歳以上児の保育のねらい、内容について「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域を記載して、こうした視点のもと実践していくことが期待される。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>障がいのある子どもについては、絵を見せてルールを伝えていくようにすることや他児の姿や気持ちを知らせ次の行動を見通せるよう促すなど援助している。クラスの活動をする中で共に成長できるよう個別指導計画を作成している。週1回、児童発達支援(通所支援)に通い、子どもの様子等は保護者を介して情報共有を行っている。保護者とは連絡帳と口頭でやりとりをして連携を取っている。相談や助言を受けたいときは発達支援センターと連携している。今後、巡回指導員(障がい児の保育支援)等の検討が期待される。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>延長保育の年間指導計画を作成している。異年齢児との触れ合い、家庭的な環境、おやつ提供等、環境構成と保育者の援助を記載している。それをもとに長時間にわたる保育の環境を整えている。夕方、各保育室からホールへ移行するときは、何で遊びたいか子どもに聞いてコーナー分けをしてゆったり過ごせるようにしている。また、子どもの状況に応じて子育て支援センター室を利用している。保護者とはICTでの申し送り、口頭で連携を取っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>小学校との連携は、保育園の子どもが小学校見学をして一年生と一緒に遊び交流を行っている。保護者には、クラス懇談会で小学校教員と相談する機会を設けている。また、学童クラブの職員と子どもの引継ぎを行い小学校以降の子どもの生活について見通しが持てるようにしている。幼保小連携協議会では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をもとに実践してきた事例を通して小学校教員と共有している。障がい児、配慮を必要とする子どもも含めて、一人ひとりの子どもの姿を小学校に引き継いでいる。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>年間保健指導計画は月齢別、年齢別に作成して、日々の保育実践を通して活用している。保護者には、園のしおりで子どもの健康に関することや感染症について周知している。また、季節に応じて気をつけることや感染症など園だより、ICTで伝えている。乳幼児突然死症候群(SIDS)については、5分ごと(1歳から10分ごと)にチェック表に記入し様子を把握している。保護者にはSIDSの掲示をして情報提供している。SIDSについては、職員が対応できるよう定期的に実地訓練をしていくことが期待される。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>健康診断、歯科健診については、運営計画に趣旨、ねらいを明記して、健診結果の記入、保護者に健診結果を配信(ICT)するなどの手順をもとに進めている。歯や体の健康について絵本や紙芝居を通して子どもに関心が持てるよう援助している。今後、健康診断、歯科健診を通して家庭での生活に生かされるよう保護者と連携していくことが期待される。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー疾患のある子どもに対しては、「アレルギー対応マニュアル」をもとにアレルギー疾患生活管理表で、医師、施設長、栄養士、保育士、保護者が連携して対応を行っている。職員体制が変わっても対応できるようマニュアルに調理担当者の役割、保育士の役割を記載している。調理室・保育室での事前準備、当日の食事の確認、配膳、食事と手順に沿ってアレルギー食を提供している。毎月実施献立表で保護者とアレルギー食の確認をしている。</p>

A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	食育指導計画は月齢別、年齢別に、みんなで楽しく食べられるよう環境構成・保育士の援助を記載し作成している。食育活動では、じゃがいもを栽培しフライドポテトづくり、じゃがいもパーティーへとつなげている。菜園した野菜でカレーライスづくりをしている。透明な鍋を使うことで、野菜が煮えるところが見えて感覚を通し食について関心を深めるよう工夫をしている。保護者には、保育参観日に一口ずつ試食を行っている。提供した給食はICTにて発信しているため、保護者と子どもで食事についての会話につながっている。
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	栄養士が子どもの食事の様子を見て回り廃食状況や残食など確認をしている。野菜など進んで食べていない子どもには、シャキシャキしているなど自分から食べられるよう声かけをしたり野菜が多い場合は組み合わせを変えたりして工夫をしている。食育計画に旬の野菜や秋の味覚(栗、さつまいも、果物など)を取り入れた献立などを位置づけ提供している。クッキングづくりは衛生管理マニュアルをもとに提供している。衛生管理点検表でチェックを行い施設長が確認している。

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	園の方針やクラスの運営、子どもの様子等は、クラス懇談会、個別面談、保育参観を通して保護者に伝えている。クラスだよりは、保育のねらい、ドキドキわくわくプラン(保育内容)、いちいっこ広場(子どもの様子)など保護者に読みやすいように記載している。現在の子どもの姿や保育の意図など保護者に発信している。送迎時の対話から日々の子どもの様子や家庭での様子を聞くよう心がけている。連絡帳やクラスフォトを毎日配信して家庭との連携を取っている。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	園内に子育て支援センターを併設しているため、子育てに関する情報や相談については保健師、子育て支援センターの職員、保育士と連携を取って対応している。園内に子育て支援センターを併設していることで、その場所が保護者にはホットした空間になっている。保護者を支援する相談体制は、担任保育士、主任保育士、施設長と対応できるようにしている。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b	虐待防止マニュアルを整えて早期発見のチェックリストをもとに、子どもの変化をキャッチできるように注意を払っている。保護者とは、日々の対話を通して状況等を把握できるようにしている。職員間で子ども、保護者について情報共有しながら虐待等権利侵害となる兆候を見逃さないよう努めている。虐待等権利侵害が疑われるような場合は、市の福祉総合相談室につなげていくことができるよう連携体制を整えている。今後、園内研修を定期的に行い、虐待についての意識を高めていくことが期待される。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	指導計画の評価をするとき、保育の「ねらい」から「活動」を捉えて保育実践の振り返りが行われるようにしている。期の指導計画から週日案へ細分化した案を立て評価、反省を行い実践している。クラス打ち合わせで話し合い、見直したことは赤字で訂正し次の指導計画につなげている。こうした一連の保育実践の振り返りは、職員と話し合いを深めて、まとめた内容を職員全体で協議し園全体の自己評価につなげていくことが期待される。